

○関西大学産学連携活動に係る利益相反マネジメント規程

2024年2月29日

制定

(目的)

第1条 この規程は、関西大学産学連携活動に係る利益相反マネジメントポリシー（2024年2月29日制定）に基づき、関西大学（以下「本学」という。）の研究者が産学連携活動を行う上で生じる利益相反を適正にマネジメントし、本学の産学連携活動の健全な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 利益相反 研究者が産学連携活動に伴って得る経済的な利益と、本学における教育・研究上の責任とが衝突、相反する状態をいう。
- (2) 産学連携活動 研究者が行う受託研究、学外共同研究、技術相談・学術指導及び寄付金による研究並びに特許等に係る技術移転活動をいう。
- (3) 研究者 研究を職務として本学と雇用関係にあるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において産学連携活動を行う研究者に適用する。

(産学連携活動利益相反マネジメント委員会)

第4条 本学に、産学連携活動利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、産学連携活動に係る利益相反マネジメントに関する重要事項について審議し、決定するとともに、産学連携活動に係る利益相反問題に関する審査を適正かつ公正に遂行する。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち1名
- (2) 学長補佐のうち1名
- (3) 産学官連携センター長
- (4) 知財センター長
- (5) 研究推進・社会連携事務局長
- (6) その他委員長が指名する者 若干名

- 2 委員会の委員長は、前項第1号の委員をもって充て、副委員長は同項第2号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、役職在任中とする。ただし、前条第1項第6号に規定する委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、委員を補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第7条 委員会は、研究者の産学連携活動に係る利益相反を適正にマネジメントするため、次の事項を審議する。

(1) 利益相反マネジメントポリシー及びこの規程の改廃に関すること。

(2) 利益相反に係る自己申告、審査及び回避要請等に関すること。

(3) 利益相反に係る相談、助言、調査及び改善に関すること。

(4) 利益相反マネジメントに係る啓発に関すること。

(5) 外部からの利益相反の指摘への対応に関すること。

(6) その他利益相反マネジメントに関する重要事項

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

2 委員が当該審議事項において対象者又は直接の利害関係を有する者であるときは、当該委員は当該審議事項の審議に加わることができず、前項の出席者の数に算入しない。

(自己申告)

第9条 産学連携活動に係る利益相反マネジメントの対象となる研究者は、委員会に対して委員会が定めた時期に所定の書式により自己申告を行うものとする。

(審査、回避要請等)

第10条 委員長は、前条による申告内容について、利益相反が生じる可能性を認めた場合は、委員会を招集し審議を行う。

2 委員会は、前項により審議の対象となった産学連携活動に関わる研究者に対して、事情聴取及び調査を行い、利益相反に係る問題の有無及び必要な処置について検討し、必要に応じて当該申告者に対し、当該利益相反問題を回避又は是正するため、助言、是正勧告を行う。

(守秘義務)

第11条 本学において産学連携活動に係る利益相反マネジメントに関する業務に従事する者は、研究者の自己申告内容及び委員会の審議内容その他職務上知り得た一切の情報につ

いて、その秘密を守らなければならない。退職後も同様とする。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、研究支援・社会連携グループで行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、産学連携活動に係る利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2024年2月29日から施行する。